平成２５年（フ）第２３６１号
名古屋市北区大曽根２丁目８番41号　メゾンドセンチュリー301号
債務者　若林　利行
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
名古屋市南区神松町１丁目11番地の１　シャトレー神松202号
債務者　本井　敏美（旧姓上里）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０号
佐賀県唐津市和多田先石13番57号　さよ姫コーポ201号
債務者　松本喜美江
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９３号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地１　ハーレーハイツＥ棟、前住所鹿児島県鹿屋市野里町3485番地４
債務者　永田　由美（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県垂水市市木955番地10　市住城山ＢＲＣ－２、前住所鹿児島県垂水市市木1723番地２
債務者　山口　照子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市浦賀６丁目10番10号　松風荘８号
債務者　眞家　尚子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目24番４号　シャトレー北久里浜202
債務者　奥田　竜司
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２２２号
愛知県尾張旭市北山町北山260番地２　ウインフィールド北山Ｂ－103、従前の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目２番地36
債務者　浦野　守夫
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０号
名古屋市緑区浦里３丁目10番地　ウイング浦里321号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字光正寺39番地の２　第２みつわ荘103号
債務者　古屋敷　弘
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
北海道中川郡本別町新町19番地３
債務者　駒井久美子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９７９号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目40番５号
債務者　木村　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６号
東京都八王子市四谷町770番地４ヤマシタハイツ102号
債務者　小峯リアこと　コミネ　リア　フォンタルバ
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
静岡県浜松市南区小沢渡町832番地　フィルドフィル203
債務者　梅山マリオこと　ウメヤマ　マリオムツオ
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
岡山市東区城東台東１丁目12番８号、旧住所岡山市南区東畦38番地７
債務者　河原　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３２号
東京都北区堀船１丁目17－１－105
債務者　鈴木　　透
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６６号
東京都練馬区中村１丁目８－５－202
債務者　浦島　　武
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部